

社会福祉法人宗越福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宗越福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会またはその他の会議や研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理 事	5, 0 0 0 円
監 事	5, 0 0 0 円
評議員	5, 0 0 0 円

(旅費等の支給)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、法人の旅費規程に準じる。

(適応除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等には、報酬は支給しない。

(改廃)

第5条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、評議員会の承認を受けて行う。

附則（平成29年6月17日評議員会承認）

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。